市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 「とよかわ市民協働推進計画(2018-2025)」に基づき、地域と行政が しっかりと支えているまちづくりを推進するため、市民協働推進委員会(以 下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1)「とよかわ市民協働推進計画(2018-2025)」に基づく施策の実施内容や 進捗状況の評価
 - (2) 市民協働施策の推進
 - (3) 市民協働施策の評価
 - (4) その他市民協働の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民活動者
 - (2)一般公募市民
 - (3) 事業者によって構成する団体の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定め、副 会長は会長が指名するものをもって充てる。
- 2 会長は、会議を主宰し、会議の長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員会)
- 第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長が不在の場合においては、 事務局が招集する。

(委員会の公開)

- 第7条 委員会は、原則公開とし、別に定めるところにより傍聴を認める。 (意見の聴取)
- 第8条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第9条 委員会の事務局は、豊川市市民部市民協働国際課内に置く。 (その他の事項)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成15年12月16日から施行する。
- 2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、 設置の日から平成18年3月31日までとする。

附則

- この要綱は、平成16年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月7日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年7月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。